



# 令和8年度広島県職員採用選考試験受験案内 (職業訓練指導員 第2回)

広島県章

令和8年8月25日  
広島県総務局行政管理課

- 受付期間 令和8年8月25日(火)～令和8年9月24日(木)午後5時まで
- 試験日 令和8年10月18日(日)
- 試験地 広島
- 受験申込手続 広島県職員採用試験ポータルにより申込みを行ってください。

広島県職員(職業訓練指導員)の採用選考試験を次のとおり行います。

## 1 試験区分、採用予定人員、職務内容及び勤務先

| 試験区分                          | 採用予定人員 | 主な職務内容                                            | 主な勤務先      |
|-------------------------------|--------|---------------------------------------------------|------------|
| 職業訓練指導員<br>(情報処理科又はコンピュータ制御科) | 若干名    | 情報処理などに関する訓練指導及びこれに関連する業務等                        | 県立高等技術専門校等 |
| 職業訓練指導員<br>(建築科)              | 若干名    | 木造建築物の大工工事の施工やCADによる建築図面の作成などに関する訓練指導及びこれに関連する業務等 |            |
| 職業訓練指導員<br>(事務科)              | 若干名    | 事務実務などに関する訓練指導及びこれに関連する業務等                        |            |

## 2 受験資格(国籍要件はありません。)

(1) 次のア～エのいずれかに該当する者は、受験できます。

ア 情報処理科又はコンピュータ制御科、建築科、事務科の職業訓練指導員免許(以下「関係免許」といいます。)を有する者又は令和9年3月31日までに取得見込の者。

イ 職業能力開発総合大学校の実施する指導員訓練において、関係免許職種に対応する学科の長期課程、専門課程、長期養成課程、短期養成課程、職種転換課程若しくは指導員養成課程、高度養成課程職業能力開発研究学域を修了した者又は令和9年3月31日までに関係免許職種に対応する学科の指導員養成課程若しくは高度養成課程職業能力開発研究学域を修了見込みの者

※ 短期養成課程実務経験訓練技法習得コース及び指導員養成課程実務経験者訓練技法習得コースの修了者(修了見込み者を含む)にあつては、職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同程度の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者に限る。

ウ 四年制大学において、関係免許職種に関する学科を修めて卒業した者又は令和9年3月31日までに卒業見込みの者で、かつ、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉若しくは福祉実習の教科についての高等学校の教員の普通免許状(教育職員免許法第4条第1項に定める普通免許状)を有する者又は令和9年3月31日までに取得見込みの者

エ 厚生労働大臣が指定する講習を修了すれば、関係免許を取得できる者(別記「受験資格についての説明」(P.7)を御覧ください。)

(2) 昭和40年4月2日以降に生まれた者

(3) 次のア～ウのいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 拘禁刑以上(※)の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(※) 令和7年5月31日以前の改正前刑法における禁錮以上の刑を含む。

イ 広島県の機関から懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 3 受験申込手続等

この試験では、受験申込や受験票の取得・印刷、可否通知の確認等の手続を「広島県職員採用試験ポータル」のマイページにより行います。受験案内の5・6ページを参照のうえ、マイページ作成後、ログインして受験申込等を行ってください。

#### (1) 申込を行うサイト

【インターネットによる申込】※申込方法の詳細及び注意事項はこちらで御確認ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/recruit/saiyou-densi-index.html>

【広島県職員採用試験ポータル】

<https://saiyou.pref.hiroshima.lg.jp/>

右の二次元コードを読み取り機能付き携帯電話で読み取ってください。⇒



#### (2) 注意事項

申込期間は、令和8年8月25日（火）から9月24日（木）午後5時までです。

その他注意事項については、受験案内の6ページを御参照ください。

#### (3) 証明書の提出

上記インターネットによる受験申込後、受験資格を証明する書類として、次の書類を令和8年9月24日（木）（郵送の場合は当日消印有効）までに郵送又は電子メールで提出してください（電子メールによる提出は、件名を「採用試験に係る証明書」とし、送信後、提出先に電話で着信の確認を行ってください）。

【提出先】 〒730-8511 広島市中区基町10番52号（広島県庁東館2階）

広島県商工労働局職業能力開発課 電話（082）513-3431

電子メール [syosyokunou@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:syosyokunou@pref.hiroshima.lg.jp)（左記メールアドレスでの受験申込みはできません。）

ア「2 受験資格」(1) アに記載する免許を有する者は、その免許証の写し

イ「2 受験資格」(1) イ～エのいずれかに該当する者（関係免許の取得資格を有する者）は、取得要件を確認できる書類（主なものは次のとおりです。）

- ・「2 受験資格」(1) イの指導員訓練を修了した者は、修了証明書（コースがわかるもの）
- ・関係免許職種に関する学科を修めた者の「2 受験資格」(1) ウに記載する高等学校の教員の普通免許状の写し
- ・都道府県職業能力開発協会が実施する職業能力開発促進法施行規則第39条第1号に規定する48時間講習の修了証書の写し
- ・関係免許職種の関連学科の修了を受験資格の一部とする者（「2 受験資格」(1) ウ又は別記「受験資格についての説明」(P.7) 2に該当する者）は、履修学科を証明する書類（職業能力開発促進法施行規則別表第11「学科試験の科目」中、「関連学科」に示す科目が履修できているかわかるもの。シラバス等）

#### (4) 受験申込完了後・第1次試験受験上の注意事項

受験申込完了後の「受験票の取得・印刷」、「可否通知」や「必要書類の提出方法」等については、受験案内の6ページを御参照ください。なお、ダウンロードした受験票は印刷して、試験当日に持参してください（受験番号は、試験当日に指定します）。

### 4 試験の方法

| 試験項目          | 配点  | 内 容                                      |
|---------------|-----|------------------------------------------|
| 専門記述試験<br>60分 | 100 | 専門的知識、能力等についての筆記試験（出題分野は、専門試験出題分野一覧表参照）  |
| 面接試験          | 150 | 使命感、信頼感、コミュニケーション力、判断力、積極性、達成力等についての面接試験 |

(注) 1 各試験項目において一定の基準に達しない試験項目が一つでもある場合、他の試験項目の結果にかかわらず不合格となります。

2 過去の専門試験（記述式）の問題は、広島県ホームページ等で閲覧できます。

3 試験当日実施するすべての試験項目を受験した場合に限り有効に受験したものとします。

【専門試験出題分野一覧表】

| 区 分              | 記 述 式                                                           |
|------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 情報処理科又はコンピュータ制御科 | ソフトウェア、ハードウェア、システム設計、プログラミング言語、ネットワーク等                          |
| 建築科              | 工作法、建築施工等                                                       |
| 事務科              | 事務（総務実務 文書実務 人事実務 営業実務 OA 事務）、簿記・会計（商業簿記 工業簿記 原価計算 財務諸表論 税務計算）等 |

5 試験の期日・場所

| 期 日                                   | 場 所                |
|---------------------------------------|--------------------|
| 令和8年10月18日（日）<br>午前9時（受付開始 午前8時30分）から | 広島県庁（広島市中区基町10-52） |

- （注） 1 試験会場及びその周辺への駐車はできません。自家用車での来場は厳禁します。  
（障害等の事情により自家用車での来場を希望する場合は、必ず事前に広島県商工労働局職業能力開発課に連絡してください。）
- 2 受験者数によりますが、試験終了時間は、遅い人で15時頃の予定です。
- 3 面接試験の順番によっては、昼食が必要となる場合があります。昼食は各自で用意してください。

6 合格発表

| 期 日           | 場所・通知方法                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和8年10月30日（金） | 【本人通知】 合否にかかわらず受験者全員に広島県職員採用試験ポータルの「マイページ」で結果を通知します。<br>【インターネット】 午前9時から1時間以内に広島県ホームページに合格者の受験番号を掲載します。<br>（アドレス） <a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/69/">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/69/</a> |

（注） 最終合格者に採用辞退等があった場合、追加の合格発表を行うことがあります。

7 合格後の留意事項

- (1) 原則として令和9年4月1日以降に採用します（ただし、最終合格者が、既に関係免許を取得済である場合で、本人の承諾のある場合は、令和8年度中に採用することがあります。）。なお、令和9年3月31日までに関係免許を取得できなかった場合は、この試験に合格しても採用される資格を失います。
- (2) 合格者は主事級で採用されます。ただし、一定の基準を満たす場合、選考の上、主任級として採用されます。
- (3) 給与等は、各人の経歴によって異なりますが、本試験（高校卒業程度試験）で採用された場合の初任給の例としては、令和8年4月1日現在で次のとおりです。

| 例 | 民間企業等における勤務期間               | 役職 | 初任給       |
|---|-----------------------------|----|-----------|
|   | 大学卒業後、職務経験が5年の場合（採用時年齢27歳）  | 技師 | 約280,800円 |
|   | 大学卒業後、職務経験が10年の場合（採用時年齢32歳） | 主任 | 約313,300円 |
|   | 大学卒業後、職務経験が15年の場合（採用時年齢37歳） | 主任 | 約338,500円 |
|   | 大学卒業後、職務経験が20年の場合（採用時年齢42歳） | 主任 | 約361,300円 |
|   | 大学卒業後、職務経験が25年の場合（採用時年齢47歳） | 主任 | 約374,000円 |
|   | 大学卒業後、職務経験が30年の場合（採用時年齢52歳） | 主任 | 約382,200円 |
|   | 大学卒業後、職務経験が37年の場合（採用時年齢59歳） | 主任 | 約389,500円 |

- これは、広島市内に勤務した場合です。
- 学歴や職歴などにより増減されることがあります。
- 上記のほか、諸手当として、期末・勤勉手当（1年間に給料月額等の4.65か月分）、特殊勤務手当（給料月額の6%）、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等が支給されます。

令和9年4月1日時点で、年齢60歳以上の場合には、初任給月額に7割を乗じた金額となります。また、原則として管理職への登用はありません。

- (4) 採用後は、「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには日本国籍を必要としない。」という公務員に関する基本原則に基づいた任用が行われます。
- (5) 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴い、児童等に接する業務に従事する予定の最終合格者には、こども家庭庁を通じて性犯罪歴の有無を確認する場合があります。

## 8 試験成績の通知

この採用試験を有効に受験して不合格となった場合は、合格発表の際に、広島県職員採用試験ポータルの「マイページ」でお知らせします。

(通知内容：総合得点、総合順位及び試験項目ごとの得点)

## 9 その他

- (1) 障害等の事情により、試験会場において配慮を必要とする場合は、申込みの際に、必ず広島県商工労働局職業能力開発課まで連絡してください。
- (2) 試験当日、自然災害等により会場の変更、試験の延期、開始時刻の繰下げ等を実施する場合は、広島県職員採用試験ポータルの「マイページ」の他、広島県ホームページ(※)でお知らせします。

(※) <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/saiyo/>

## 10 問い合わせ先

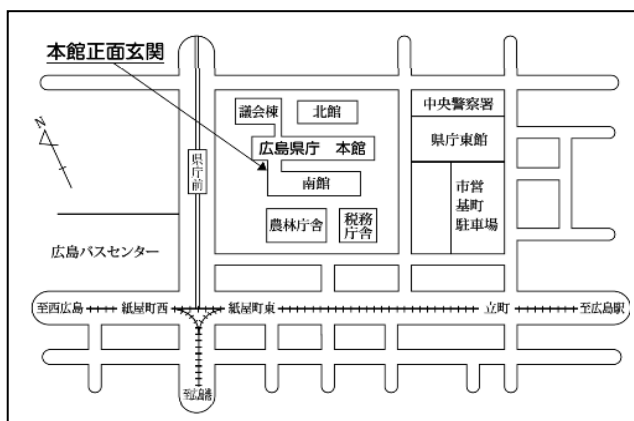
〒730-8511 広島市中区基町 10-52

広島県商工労働局職業能力開発課技能振興グループ 電話 (082) 513-3431

電子メール syosyokunou@pref.hiroshima.lg.jp (左記メールアドレスでの受験申込みはできません。)

## 11 試験会場

### 試験会場案内図



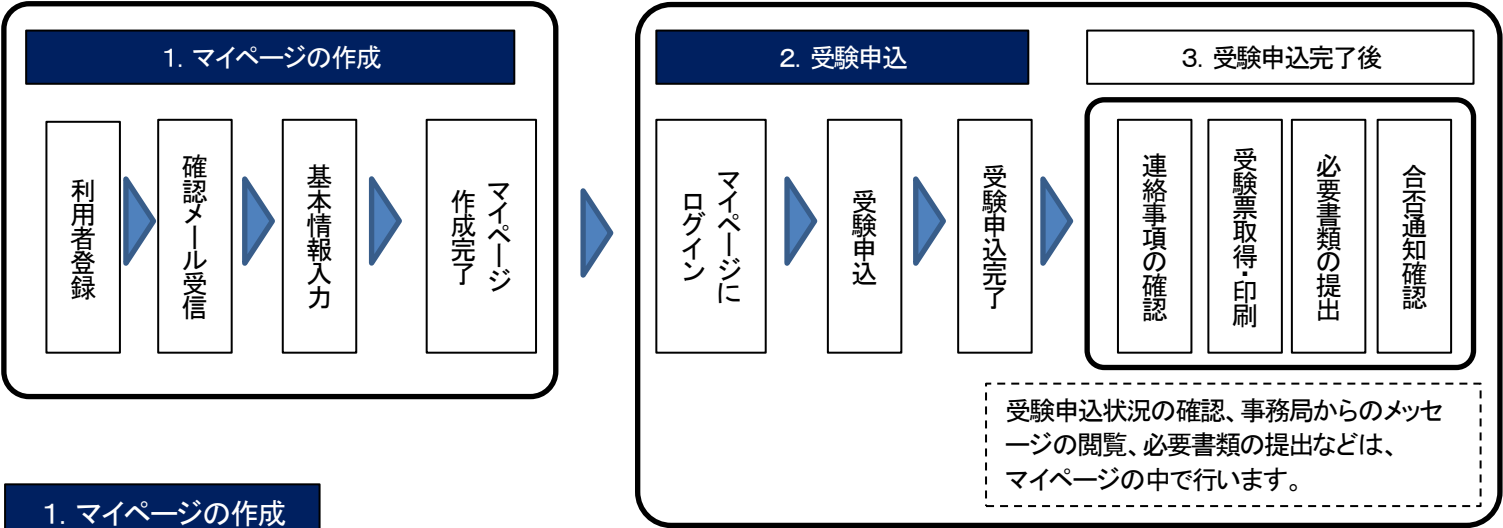
#### ◆広島県庁

- ◇路面電車 紙屋町東又は紙屋町西電停から  
徒歩3～5分
- ◇各社バス 紙屋町バス停又はバスセンター  
から徒歩3～5分
- ◇アストラムライン 県庁前駅から徒歩約2分
- ◇J R 山陽本線広島駅又は新白島駅から  
徒歩約25分

# 受験申込手続等の詳細

この試験では、受験申込や可否通知の確認等の手続を「広島県職員採用試験ポータル」のマイページにより行います。

(手続の流れ)



## 1. マイページの作成

①広島県採用試験情報 HP (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/recruit/>)のトップページにアクセスし、トップ画面にある「広島県職員採用試験ポータル」のバナーをクリックしてください。(または「広島県職員採用試験ポータル」(<https://saiyou.pref.hiroshima.lg.jp/>)に直接アクセスしてください。)

②広島県職員採用試験ポータルのトップ画面に進みますので、「マイページを新規に作成」をクリックしてください。(作成済の場合は、この画面でメールアドレスとパスワードを入力すればマイページにログインして⑥に進みます。)

③マイページ利用者登録画面に進みますので、ログインで使用するメールアドレスとパスワードを設定し、利用規約を確認の上、「利用者登録する」をクリックしてください。(パスワードは確認のため再入力が必要です。)

④設定したメールアドレスに利用者登録確認メールが送信されますので、受信し、本文に記載されている「こちらをクリック」をクリックしてください。

⑤ログイン画面から設定したメールアドレスとパスワードでログインすると、利用者情報を設定する画面に進みますので、氏名・生年月日等を入力・選択し、「登録する」をクリックしてください。

⑥マイページが作成されます。(マイページにログインした状態になります。)(注意)マイページの利用終了時には必ずログアウトしてください。

## 2. 受験申込

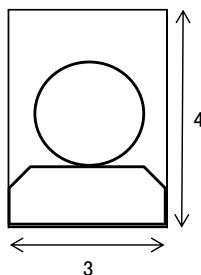
①マイページにログインし、申込試験情報の「新たに受験を申し込む」をクリックします。

②その時点で申込可能な試験区分が一覧表示されますので、受験案内を確認の上、受験したい試験区分を選択してください。

③選択した試験区分の基本情報が表示されますので、申込を希望する試験であることを確認の上、ページ最下部の「この試験に申し込む」をクリックしてください。

④利用者情報の各項目に入力し、顔写真を登録し、右下の「申込内容を確認する」をクリックしてください。その後、確認画面が出ますので、入力誤りがないか確認の上、「申し込む」をクリックしてください。

(顔写真の登録における注意事項)



受験者本人の顔写真のデータを登録してください。

なお、次の点に注意してください。

- ・データ形式は、jpg、jpeg、png
- ・データ容量は、3MB以内
- ・縦横比は おおむね 4 : 3
- ・申込前6ヶ月以内
- ・無帽上半身正面向
- ・カラー・白黒は いずれも可
- ※登録した顔写真は受験票に表示されます。

⑤受験申込が完了します。  
(申し込んだ試験が「申込済」と表示され、後日、事務局で確認後、「受理」に切り替わります。)

(注意) マイページの利用終了時には必ずログアウトしてください。

### 【注意事項】

- ・申込期間の令和8年8月25日(火)～9月24日(木)午後5時までに正常に受信したものを有効としますので、時間に余裕をもってお申し込みください。また、申込締切までに、マイページで申込みが完了していることを必ず確認してください。
- ・予期せぬ機器停止や通信障害などによるトラブルについての責任は一切負いませんので、予め御了承ください。
- ・申込で不明な点がある場合は、広島県職員採用試験ポータル右上の「ヘルプ」を確認の上、広島県商工労働局職業能力開発課に連絡してください。

## 3. 受験申込完了後

※受験申込完了後の「受験票の取得・印刷」、「合否通知」、「必要書類の提出方法」等については、マイページの中の「広島県からのメッセージ」に掲載することにより御案内しますので、必ず御確認ください(メッセージ掲載予定日は次のとおりです。)

### <メッセージ掲載予定日>

- 受験票の取得・印刷…………… 10月7日(水)頃に受験票を掲載
- 合否通知、必要書類の提出方法…………… 合格発表日 午前9時以降に掲載
- その他の連絡事項…………… 随時

## 受 験 資 格 に つ い て の 説 明

◎ 2 (1) エの「厚生労働大臣が指定する講習を修了すれば、関係免許を取得できる者」(P.1) の主なものは次のとおりです。

- 1 関係免許職種に対応する1級又は単一等級の技能検定に合格した者
- 2 次の学校において、関係免許職種の関連学科を修めて卒業し、かつ実務経験がある者

| 卒 業 区 分                            | 実務経験年数 |
|------------------------------------|--------|
| 大学卒業                               | 2年以上   |
| 短期大学卒業<br>高等専門学校卒業<br>専門職大学前期課程修了者 | 4年以上   |
| 高等学校卒業                             | 7年以上   |

- 3 関係免許に相当する次の訓練科を修了し、かつ実務経験がある者

| 修 了 区 分                                 |                                              |         | 実務経験年数 |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------|---------|--------|
| 職業能力開発大学校<br>職業能力開発短期大学校<br>(職業訓練短期大学校) | 応用課程の高度職業訓練修了                                | 技能照査合格  | 1年以上   |
|                                         | 専門課程の高度職業訓練修了<br>(専門課程の養成訓練修了)               | 技能照査合格  | 3年以上   |
|                                         |                                              | 技能照査合格外 | 4年以上   |
| 職業能力開発校<br>(職業訓練校)                      | 普通課程の普通職業訓練修了<br>(普通課程の養成訓練修了)               | 技能照査合格  | 6年以上   |
|                                         |                                              | 技能照査合格外 | 7年以上   |
|                                         | 短期課程の普通職業訓練修了<br>※ ただし、訓練時間が700時間以上の準則訓練に限る。 |         | 10年以上  |

(注1) 「厚生労働大臣が指定する講習」とは、都道府県職業能力開発協会が実施する職業能力開発促進法施行規則第39条第1号の規定による48時間にわたって指導技法に関する知識を習得する講習

(注2) 上表の( )内は、平成4年の職業能力開発促進法一部改正前の名称